

# 奈良県ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業実施要綱

## 第1 目的

この事業は、県民の利便性に配慮した肝炎ウイルス検査を実施することにより肝炎ウイルス陽性者を早期に発見するとともに、相談や啓発及び陽性者のフォローアップにより早期治療に繋げ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図ることを目的とする。

## 第2 事業の実施主体

実施主体は、奈良県（以下「県」という。）とする。

## 第3 事業内容

### 1 肝炎ウイルス検査

- (1) 県は、「肝炎検査（B型、C型）・健康相談実施要領」に基づき、肝炎ウイルス検査を実施する。
- (2) 県は、「奈良県肝炎検査受診率向上事業実施要領」に基づき、肝炎ウイルス検査を実施する。

### 2 B型及びC型肝炎ウイルスに関する相談事業

県は、「肝炎検査（B型、C型）・健康相談実施要領」に基づき、B型及びC型肝炎ウイルスに関する相談事業を実施する。

### 3 陽性者フォローアップ事業

#### (1) 陽性者のフォローアップ

##### ア 対象者

(ア) 県内に住所を有し、以下に該当する者（奈良市に住所を有する者を除く）

第3-1によりB型肝炎ウイルス検査において「陽性」、又はC型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者（以下「陽性者」という。）

(イ) (2) の検査費用の請求により把握した陽性者

(ウ) その他、市町村や医療機関等で実施する肝炎ウイルス検査（職域で実施する肝炎ウイルス検査（以下「職域の肝炎ウイルス検査」という。）、母子保健法に基づき市町村が実施する妊婦健康診査における肝炎ウイルス検査（以下「妊婦健診の肝炎ウイルス検査」という。）及び手術前1年以内に行われた肝炎ウイルス検査（以下「手術前の肝炎ウイルス検査」という。）を含む。）において判定された陽性者

##### イ 実施方法

保健所（奈良市保健所を除く。）が、陽性者フォローアップ事業（以下「フォローアップ事業」という。）への参加について同意書（別紙様式1）により肝炎ウイルス検査の前または後で本人の同意を得ている対象者に対し、（別紙様式2）による調査票を年1回送付する等により専門医療機関の受診状況や診療状況を確認するとともに、未受

診の場合は、必要に応じて電話等により受診を勧奨する。

フォローアップにあたっては、個人情報の取扱いに留意のうえ、必要に応じ県内の市町村の健康増進事業担当部局や母子保健担当部局等と連携を図るとともに、その実施においては、保健所、肝疾患診療連携拠点病院及び市町村等と連携して行う。

## (2) 初回精密検査費用及び定期検査費用の助成

### ア 対象者

#### (ア) 初回精密検査

県内に住所を有し、以下 a～d のいずれかの要件に該当する者

- a 県が実施する肝炎ウイルス検査若しくは市町村が実施する健康増進事業に基づく肝炎ウイルス検診において陽性と判定された者であって、以下の全ての要件に該当する者
  - (a) 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者
  - (b) 1年以内に特定感染症検査事業における肝炎ウイルス検査又は健康増進事業における肝炎ウイルス検診において陽性と判定された者
  - (c) 本事業の陽性者フォローアップ事業に同意した者、奈良市ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業の陽性者フォローアップ事業に同意した者又は「肝炎ウイルス検診等実施要領」に基づき市町村でフォローアップされている陽性者
- b 職域の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者であって、以下の全ての要件に該当する者
  - (a) 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者
  - (b) 1年以内に職域の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者
  - (c) 本事業の陽性者フォローアップ事業に同意した者、奈良市ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業の陽性者フォローアップ事業に同意した者
- c 妊婦健診の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者であって、以下の全ての要件に該当する者
  - (a) 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者
  - (b) 原則1年以内に妊婦健診の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者  
なお、出産後の状況等に鑑み特段の事情がある場合には、この限りではない。
  - (c) 本事業の陽性者フォローアップ事業に同意した者、奈良市ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業の陽性者フォローアップ事業に同意した者
- d 手術前の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者であって、以下の全ての要件に該当する者
  - (a) 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者
  - (b) 原則1年以内に手術前の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者  
なお、手術後の状況等に鑑み特段の事情がある場合には、この限りではない。
  - (c) 本事業の陽性者フォローアップ事業に同意した者、奈良市ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業の陽性者フォローアップ事業に同意した者

(イ) 定期検査

県内に住所を有し、以下の全ての要件に該当する者

- a 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者
- b 肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者（治療後の経過観察を含む）
- c 住民税非課税世帯に属する者又は市町村民税（所得割）課税年額が 235,000 円未満の世帯に属する者
- d 本事業の陽性者フォローアップ事業に同意した者、奈良市ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業の陽性者フォローアップ事業に同意した者又は「肝炎ウイルス検診等実施要領」に基づき市町村でフォローアップされている陽性者
- e 肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けていない者

イ 実施方法

(ア) 対象者が「奈良県肝疾患に関する専門医療機関」（以下「専門医療機関」という。）において初回精密検査又は定期検査を受診し、医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定する医療保険各法をいう。以下同じ。）又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付を受けた場合、対象者が負担した費用を交付する。

(イ) 前項の金額は、医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した検査費用の額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額とする。ただし、ア（イ）に該当する者については、1回につき、次のaに規定する額からbに規定する額を控除した額とする。

- a 医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した検査費用の額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額
- b 別表に定める自己負担限度額

この際、別表甲又は乙に該当するかについては、オ（イ）dの課税等証明書等により確認するものとする。なお、別表に該当しない場合、又は当該控除した額が零以下となる場合には、助成は行わない。

ウ 助成対象費用

(ア) 初回精密検査

初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び下表の検査に関連する費用として県が認めた費用。ただし、医師が真に必要と判断したものに限る。

これらの検査が複数の日にわたる場合において、検査日が1ヶ月以内の期間に属するものについては、一連の検査とみなすことができるものとする。

検査項目

	B型肝炎ウイルス	C型肝炎ウイルス
血液形態・機能検査	末梢血液一般検査、末梢血液像	
出血・凝固検査	プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間	
血液化学検査	総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、 $\gamma$ -GT、総コレステロール、AST、ALT、LD	
腫瘍マーカー	AFP、AFP-L3%、PIVKA-II半定量、PIVKA-II定量	
肝炎ウイルス関連検査	HB e抗原、HB e抗体、HBVジェノタイプ判定等	HCV血清群別判定等
微生物核酸同定・定量検査	HBV核酸定量	HCV核酸定量
画像診断	超音波検査（断層撮影法（胸腹部））	

注) 保険適用外の検査は助成の対象とならない。

(イ) 定期検査

初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び上表の検査に関連する費用として県が認めた費用。ただし、医師が真に必要と判断したものに限る。

これらの検査が複数の日にわたる場合において、検査日が1ヶ月以内の期間に属するものについては、一連の検査とみなすことができるものとする。

なお、肝硬変又は肝がん（治療後の経過観察を含む）の場合は、超音波検査に代えてCT撮影又はMRI撮影を対象とすることができる。

また、いずれの場合も、造影剤を使用した場合の加算等の関連する費用も対象とする。

エ 助成回数

(ア) 初回精密検査

1回

(イ) 定期検査

1年度2回（初回精密検査を含む）

オ 検査費用の請求について

(ア) 初回精密検査

対象者は肝炎検査費用請求書（初回精密検査）（別紙様式3-1）に、次のものを添えて当該対象者の居住地を管轄する保健所長（以下「保健所長」という。）を經由して知事に請求するものとする。ただし、奈良市に住所を有する者は県疾病対策課を經由して知事に請求する。

a 県が実施する肝炎ウイルス検査若しくは市町村が実施する健康増進事業に基づく肝炎ウイルス検診において陽性と判定された者の場合

- (a) 初回精密検査に係る専門医療機関の領収書と診療明細書（原本）
- (b) 結果通知書（県が行う肝炎ウイルス検査又は奈良市が行う肝炎ウイルス検査又は市町村が行う健康増進事業に基づく肝炎ウイルス検診の結果通知書）の写し
- (c) 肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業参加同意書（別紙様式 1）（原本又は市町村のフォローアップ事業へ同意し、市町村へ同意書を提出している場合はその写し）

b 職域の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者の場合

- (a) 初回精密検査に係る専門医療機関の領収書と診療明細書（原本）
- (b) 肝炎ウイルス検査の結果通知書の写し
- (c) 職域の肝炎ウイルス検査を受けたことについての証明書（以下「職域検査受検証明書」という。）（別紙様式 6）

ただし、(b)により、対象者が職域の肝炎ウイルス検査を受けたことを確認できる場合は、省略することができる。

なお、(c)の添付がなく、対象者が職域の肝炎ウイルス検査を受けたことを確認できない場合は、対象者本人からの同意を得て、別紙様式 7により県が医療機関に照会を行い、及び医療機関から回答を受けることができる。

- (d) 肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業参加同意書（別紙様式 1）（原本）若しくは奈良市のフォローアップ事業に同意した者はその同意書の写し

c 妊婦健診の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者の場合

- (a) 初回精密検査に係る専門医療機関の領収書と診療明細書（原本）
- (b) 母子健康手帳の表紙（交付年月日、妊婦の氏名の記載があるもの）の写し及び検査日、検査結果が確認できるページの写し（母子健康手帳により検査日等が確認できない場合は、医療機関が発行する検査結果通知書の写し）
- (c) 肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業参加同意書（別紙様式 1）（原本）若しくは奈良市のフォローアップ事業に同意した者はその同意書の写し

d 手術前の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者の場合

- (a) 初回精密検査に係る専門医療機関の領収書と診療明細書（原本）
- (b) 肝炎ウイルス検査の結果通知書の写し
- (c) 肝炎ウイルス検査後に受けた手術に係る手術料が算定されたことが確認できる診療明細書（原本）
- (d) 肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業参加同意書（別紙様式 1）（原本）若しくは奈良市のフォローアップ事業に同意した者はその同意書の写し

(イ) 定期検査

対象者は肝炎検査費用請求書（定期検査）（別紙様式 3-2）に、次のものを添えて当該対象者の居住地を管轄する保健所長を経由して知事に請求するものとする。ただし、奈良市に住所を有する者は県疾病対策課を経由して知事に請求する。

- a 定期検査に係る専門医療機関の領収書と診療明細書（原本）
- b 肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業参加同意書（別紙様式 1）（原本又は市町村のフォローアップ事業へ同意し、市町村へ同意書を提出している場合はその写し）

※初回精密検査の費用助成を利用しておらず、初めて定期検査の費用助成を利用する者のみ。

c 世帯全員の住民票の写し

d 世帯全員の住民税非課税証明書（別表による自己負担限度額階層区分の乙にあたる場合）又は世帯全員の市町村民税の課税年額を証する書類（別表による自己負担限度額階層区分の甲にあたる場合）（どちらの場合も中学生までは省略可）

ただし、申請者及びその配偶者と相互に地方税法上及び医療保険上の扶養関係にない者（配偶者以外のものに限る。）については、別紙様式5による市町村民税額合算対象除外希望申請書に基づき、世帯全員の市町村民税課税年額の合算対象から除外することを認めることができるものとする。

なお、市町村民税課税年額の算定に当たっては、次に定めるところによるものとする。

(a) 平成24年度以降に実施された定期検査分の市町村民税課税年額の算定にあたっては、「控除廃止の影響を受ける制度等（厚生労働省健康局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」（平成23年12月21日健発1221第8号厚生労働省健康局長通知）により計算を行うものとする。

(b) 平成30年度以降に実施された定期検査分の市町村民税課税年額の算定に当たっては、市町村民税所得割の納税義務者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の区域内に住所を有する場合については、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）第1条による改正前の地方税法に規定する市町村民税所得割の標準税率（6%）により算定を行うものとする。

(c) 平成30年9月から令和2年12月までの期間に実施された定期検査における市町村民税課税年額の算定に当たっては、申請者を含む世帯構成員のいずれかが、未婚のひとり親として、地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当することとなる者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当することとなる者であるときは、その者を同項第11号イに定める寡婦又は同項第12号に定める寡夫とみなして、同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者として、又は同法第314条の2第1項第8号の規定による寡婦控除及び寡夫控除並びに同条第3項の規定による特別寡婦控除が適用された場合の所得割額を用いることとして、算定を行うことができるものとする。

また、同じ年度に1回目の定期検査費用の助成を受けた場合又は奈良県肝炎治療特別促進事業による肝炎治療受給者証の交付を受けた場合、知事に提出した書類と同様の内容である場合に限り、世帯全員の住民票の写し、世帯全員の課税等証明書等又は住民税非課税証明書、市町村民税合算対象除外希

望申請書を省略することができる。

e 定期検査費用の助成に係る医師の診断書（別紙様式4）

ただし、以前に奈良県知事から定期検査費用の支払いを受けた者、1年以内に奈良県肝炎治療特別促進事業の申請において医師の診断書を提出した者、（慢性肝炎から肝硬変への移行など病態に変化があった者は除く。）、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の申請において臨床調査個人票及び同意書を提出した者については、診断書の添付を省略することができる。

カ 検査費用の支払いについて

（ア）保健所は、請求を受けたときは、その内容を審査の上、疾病対策課に進達する。

（イ）知事は、内容を審査の上、支払額を決定し、請求のあった指定の口座に支払う。

キ 市町村が実施する子ども医療費助成・重度心身障害老人等医療費助成・ひとり親家庭等医療費助成・心身障害者医療費助成、精神障害者医療費助成受給者の取扱い

県は、二重償還を防ぐため、検査費用の支払いを受けた者の必要事項（氏名、生年月日、性別、住所、医療機関名、診療月及び支払額）を居住市町村担当課に報告する。

#### 第4 実施に当たっての留意事項

本事業の実施に際しては、個人のプライバシー等人権の保護に十分配慮する。

#### 附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年6月29日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

この要綱は、平成30年5月22日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

この要綱は、令和3年7月30日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

この要綱は、令和7年3月13日から施行する。